



なばり

2011年(平成23年) 12月4日発行

主な内容

- 1……ばりっ子すくすく計画(第2次)(素案)
- 2……名張市老人保健福祉計画・介護保険事業計画の見直し(素案)
- 3……漏水による水道料金減免
- 4……年末のし尿のくみ取り

発行/名張市企画財政部広報対話室 〒518-0492 名張市鴻之台1-1 ☎0595-63-7402 ✉pr@city.nabari.mie.jp 🌐http://www.city.nabari.lg.jp

● 素案に対するご意見をお寄せください

意見募集期間 12月5日(月)～平成24年1月5日(木)

市民の皆さんの
意見を反映する

パブリックコメント

条例や市の重要な計画などを素案の段階で市民に公表し、それに対する意見を考慮して意思決定を行う制度です



子どもの健全育成に関する基本計画 「ばりっ子すくすく計画」 (第2次)素案

計画期間
平成24年4月～平成27年3月



「名張市子ども条例」に基づいて、平成21年3月に策定した「ばりっ子すくすく計画」。この計画は3年ごとに見直すこととしており、「名張市子ども権利委員会」による協議を経て、この度、素案がまとまりましたので、素案に対する皆さんのご意見を募集します。

☎子ども政策室 63・2175

「ばりっ子すくすく計画」とは、平成18年3月に制定した議員提案による「名張市子ども条例」に基づく子どもの健全育成に関する基本計画(以下「基本計画」といいます)のこと。「名張市子ども条例」にある「生きる」「育まれる」「守られる」「参加する」という子どもの大切な4つの権利を尊重していくために、「社会全体で子どもを育てていくまち」を目標として取り組んでいくための計画です。

このため、基本計画の中では、市、地域、企業、

家庭、学校等、そして、子ども自身
の取組を示しています。

- ① 市：子どもの権利を基本とした健全育成のための施策を推進します
- ② 学校等：豊かな心を育むとともに、施設の開放や行事など、地域と協調・連携した施設づくりに努めます
- ③ 地域：住民みんなが結び合い、心豊かな子どもを育もう
- ④ 企業：子育てや働く子どもを支援する職場環境を整備しよう
- ⑤ 家庭：家庭は子育ての原点です。子どもの成長に合わせた適切な子育てをしよう

■ 社会情勢の変化や市の施策展開などによる見直し
基本計画は、3年ごとに見直し

しを行います。そこで、「名張市子ども権利委員会」が、見直しのための協議を行いました。また、この際の検討資料として、子どもの権利に関する実態・意識についてのアンケート調査を実施しました。

その結果、基本計画策定後、3年が経過する現時点では、基本となる柱の改定は行いませんが、計画策定以降の社会情勢の変化や、これに伴う市の施策展開などにより、次の5項目を中心に基本計画へ反映しました。

- ① 子どもの権利に関する「名張市子ども条例」の啓発
- ② 発達障害者支援に対する取組
- ③ 児童虐待防止に対する取組
- ④ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進
- ⑤ 名張市子ども教育ビジョンの推進

結果報告 パブリックコメント ☎ 子ども発達支援室 62・1088

(仮称) 名張市子ども発達支援センター整備計画(素案)

10月3日から11月2日まで上記の計画素案に対するご意見を募集し、3人から4件のご意見をお寄せいただきました。

▼素案を修正…1件 ▼今後の参考…2件 ▼その他…1件

＜素案を修正した事項＞

◇ご意見「市立病院、市内小児科医だけでなく、他の診療科医師にも、発達障がい者等への対応方法を勉強していただきたい」
⇒発達障害に対する理解や制度、施策等の理解を深めるための研修を保育・教育関係職員に限らず、医療関係者等も含めて行うこととします。
※ 全てのご意見の概要と、名張市の考え方は市ホームページに掲載しているほか、公民館・市民センターに備え付けています。

ご意見の提出方法・提出先

素案は、市ホームページ、または、市役所1階子ども政策室、案内、2階広報対話室、公民館・市民センターでご覧いただけます。※ ご意見は広報対話室でも受け付けます。

＜ご意見の提出方法＞

12月5日(月)から平成24年1月5日(木)までに、「ばりっ子すくすく計画(第2次[子どもの健全育成に関する基本計画])(素案)に関する意見」と記入し、素案に対するご意見、氏名、住所、電話番号を書いて次のいずれかの方法で送付してください。

◇電子メール kodomoseisaku@city.nabari.mie.jp
◇ファクス 64・6898 ◇郵送 ◇直接持参

＜提出先＞ 子ども政策室(〒518-0492 鴻之台1-1)